

国立歴史民俗博物館談話室 使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立歴史民俗博物館（以下「歴博」という。）の施設を国立歴史民俗博物館友の会（以下「友の会」という。）、または歴博の事業に参画するボランティアが使用する場
合において、当該使用に関し、必要な事項について定めるものとする。

(使用資格)

第2条 本施設を使用することのできる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国立歴史民俗博物館友の会会員
- (2) 国立歴史民俗博物館主催の事業に従事するボランティアスタッフ
- (3) その他財団法人歴史民俗博物館振興会（以下振興会という。）が適当と認めた者

(使用時間及び休館日)

第3条 本施設の使用時間は、午前9時30分から午後16時30分までとする。（ただし、10月～2月は午前9時30分から午後16時まで）

2 休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜・日曜・月曜日
- (2) 12月27日から翌年1月4日まで

(使用の手続)

第4条 本施設を使用しようとする者は、使用責任者を定め、所定の使用願を振興会に提出し、許可を得なければならない。

2 使用の申込みは、使用予定日の1月前から7日前までとする。

(使用の変更又は中止)

第5条 本施設の使用責任者は、使用の許可事項を変更しようとするときは、速やかに振興会に変更を願い出て、許可を得なければならない。

2 使用責任者は、使用を中止するときは、速やかに振興会に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 本施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用中は友の会会員証を携帯すること。
- (2) 許可された使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用の許可を得た談話室を転貸しないこと。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 火気に特に注意し、喫煙をしないこと。
- (6) 設備、備品等を無断で移動し、又は室外に持ち出さないこと。
- (7) 使用後は、直ちに整理整頓、戸締り、消灯を行うこと。
- (8) その他使用に際しては、担当係の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第7条 振興会は、本施設を使用する者がこの細則に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第8条 本施設を使用する者が、故意又は過失により施設、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちに担当係等に届け出るとともに、速やかに原状に復し、又は原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、本施設の使用に関する細目については、振興会が協議の上、別に定めることができる。

附 則

この細則は、平成18年8月1日から施行する。